業持分を取得する時点（以下この項において「取得時点」という。）におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産（第六十二条第一項第一号ロ(1)から(7)までに掲げるものに限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ　［略］

二　次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前号ハに掲げる要件に該当すること。

イ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が五億円以上になると見込まれること。

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額が五億円以上になると見込まれること。

ハ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点の属する年の前年におけるその収入金額が一億円以上であると見込まれること。

三　取得時点前一年間におけるその一月当たりの平均的な契約（第六十二条第一項第三号イからヘまでに掲げるものに限る。）の件数が四件以上である場合において、第一号イ又はロに掲げる要件に該当し、かつ、同号ハに掲げる要件に該当すること。

業持分を取得する時点におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点におけるその保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　特定の知識経験を有する者（第六十二条第三項に規定する特定の知識経験を有する者をいう。）である場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第一号ハに掲げる要件に該当すること。

イ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が一億円以上になると見込まれること。

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点におけるその保有する資産の合計額が一億円以上になると見込まれること。

ハ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、取得時点の属する年の前年におけるその収入金額が一千万円以上であると見込まれること。

五　取得時点において、外国の法令上特定投資家に相当する者であること。

［2・3　略］

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十四　法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～四　略］

五　法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面

［イ・ロ　略］

ハ　出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに第二百四十六条の十第一項第五号に掲げる要件に該当する者がある場合にあっては、同号の外国の法令の概要

2

［略］

［号を加える。］

二　法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点において、外国の法令上特定投資家に相当する者であること。

［2・3　同上］

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十四　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに第二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者がある場合にあっては、同号の外国の法令の概要

2

［同上］